

裁判員の年齢が18歳以上へ

—学生に向けた広報活動—

裁判員制度は、平成21年5月にスタートし、国民の皆さまのご協力により安定的に運用されております。このような中、令和4年4月1日から、裁判員となることができる年齢が、現行の「20歳以上」から「18歳以上」に拡大され、令和5年以降、18歳、19歳の方も実際に裁判員裁判に参加することになります。

裁判所では、今後制度を支えていくことになる学生の皆さんにもこれまで以上に興味を持ってもらうための取組として、学校等への出前（出張）講義を積極的に行っております。

今回は、埼玉県立川口北高校の出前講義をご紹介します。



さいニャン
裁判員制度広報キャラクター

埼玉県立川口北高校を訪れました

埼玉県立川口北高校



令和3年11月25日（木）、さいたま地方裁判所的一场修子裁判官が、高校一年生を対象として、全体講義（約350名参加）と模擬評議（8名参加）を行いました。

全体講義の様子



全体講義では、裁判員制度の概要、裁判員選任手続の流れ、裁判員の役割を中心に一場裁判官から説明がありました。

2年後の18歳から裁判員となる可能性があることもあって、皆さん真剣に参加していただきました。

模擬評議の様子



模擬評議では、被告人である桃太郎が赤鬼に暴力を振るい、村人が赤鬼に奪われた野菜を奪い返すとともに、赤鬼のゲームソフトを換金目的で奪い、その際、赤鬼に全治2週間のけがを負わせたという強盗致傷の事例を取り上げました。

量刑が争点となる事例でしたが、実刑か執行猶予かについて意見が分かれました。野菜を取り返すのは同情の余地があるが、お金のためにゲームソフトを奪ったのはひどい、被害弁償をしているので一定の誠意は見られたなどの意見が述べられ、最終的に懲役4年の実刑という結論になりました。

模擬評議の感想

模擬評議後、参加した学生の皆さんや、講師の一場裁判官にお話を聞きました。

学生の皆さんの感想

- ・結構みんな重い刑を考えていて、自分の考えと違って、そういった点が興味深いなと思いました。
- ・裁判の流れを具体的に知ることができて、非常に良い経験になりました。裁判員に選ばれた場合、なかなかない経験ですし、自分の価値観も広がると思うので、ぜひ参加したいと思います。
- ・公民の授業で習って難しいなと思っていましたが、裁判員裁判に参加することに対するハードルが少し下がりました。自分が参加することになったら、人の話をよく聞いて、自分でも判断していこうと思いました。

模擬評議では、皆さん自分の意見を持って積極的に話してくれており、これまでの学生生活や社会生活の中での経験を活かして、今すぐにでも裁判員として評議に参加してもらえると感じました。

若い方々の新鮮な意見は裁判官にとって勉強になることも多く、皆さんの意見を活かしながら、今後の裁判員裁判をより良いものにしたいと思います。

18歳を迎えたら、制度にぜひご協力ください！



メディアを活用した広報活動



テレビ番組で裁判員制度について説明する
最高裁判事局市原志都第二課長

今回の川口北高校での講演、模擬評議の様子は、政府広報テレビ「宇賀なつみのそこ教えて!」で放送されました（令和4年1月放送）。

このほか、政府広報ラジオ「青木源太・足立梨花 Sunday Collection」で裁判員制度が紹介されました（令和3年10月放送）。

両番組は、政府広報オンラインのウェブサイトからご視聴できます。



テレビ番組
ウェブサイト



ラジオ番組
ウェブサイト

出張（出前）講義について

裁判所では、地方裁判所の裁判官や裁判員経験者が皆さんの職場や学校等を訪問し、裁判員裁判に関する疑問に分かりやすくお答えする出前（出張）講義を行ったり、模擬評議を実施したりしています。

詳しくは、最寄りの地方裁判所の総務課までお問い合わせください。

また、各地の裁判員制度関連情報については、裁判員制度ウェブサイトもご覧ください。



裁判員制度
ウェブサイト